

令和3年度 第4回江津市農業委員会総会

日時：令和3年7月21日(水) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 非農地証明について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第6 その他 農業委員会等に関する法律による実施状況の公表について

○出席農業委員（11名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番山本秀彦 4 番藤井孝子
5 番柳原良雄 6 番和田幸子 7 番大村理之 8 番二本木俊二
9 番田代和秋 10 番深野政勝 11 番原田和徳

○出席推進委員（10名）

盆子原 温、井上清澄、階本誠一、野田英夫、河村博幸
佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長佐々木久 参事藤田佳久 次長津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和3年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。先だって梅雨も明けたようでして、先日から真夏日が全国的に続いています。皆さん、大変暑い中お仕事をされているかと思います

が、十分に熱中症には気を付けて作業をして頂きたいと思います。また、そういった中で、明日からオリンピックが開催されるということで、なかなかこういったコロナ禍の中で、実感が湧きませんけれども、ご存じのように浜田市の方から三浦選手がオリンピックに参加されるということですので、ぜひ応援をしてあげたいなと思います。皆さんも、ほとんどの方がワクチンを打たれるのではないかと思います。十分に感染に気を付けて、感染対策をして頂きたいと思います。また、事務連絡で事務局から、ご案内していますように、8月6日に研修会を予定しております。前回の総会の時にも、簡単に今年の農地利用状況調査あるいは荒廃地調査等々のことについて触れておられます。先般、事務局の方が松江の方で研修を受けられたようでして、内容は相当難しいのですが、こと細かくというような業務です。また、松江の方から講師としてお招き頂けるということですので、ぜひとも皆さん、全員の方にお出かけを頂いて、研修を受けて頂きたいと思います。また最後に出欠等取られると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和3年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、崎谷推進委員より欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解を頂きましたので、9番 田代委員、10番 深野委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第3条

《 敬川町 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。農地の所在は敬川町●●●番、登記簿現況ともに畑、面積は●●●㎡で

す。同じく敬川町●●●番、登記簿現況ともに畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●●区●●●●丁目●●番●号です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。対価は無償。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 それでは説明をします。位置図は1ページになります。上斜めに走っているのは9号線になります。●●●●のお店がありまして、その信号を敬川の町の方に入って行きまして、交差点を過ぎて約●●●m行きますと●●●●がございます。それから3軒隣の所に●●●さんというお宅があります。その裏に申請地がありました。現地におられないので、探すのに苦労しまして、敬川のコミュニティセンターに聞いたり、近所の人に聞いたり色々しまして、耕作しておられる●●●さんが見つかりまして、そこで現在はこの土地でサツマイモとかカボチャを作っておられます。そのような状況でした。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第5条

《 敬川町 》

会 長 次に日程第3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1についてです。農地の所在は●●●町●●●番、登記簿現況ともに畑、面積が●●㎡です。同じく●●●町●●●番、登記簿現況ともに畑、面積が●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、江津市●●●町●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は事務用地です。対価は10aあたり●●●

千円です。工期は許可の日から令和3年12月末日までということです。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 位置図は2ページをご覧ください。9号線が左上に走っております。ちょうど、●●●の駐車場から●●●の町の中へ入って行きまして、二つ目の交差点を左に曲がりまして、約●●●mの所に申請地があります。その隣に●●●●という●●●がございまして、その方がこの土地が欲しいということで求めておられます。周りは畑と言いますか、草が生えておりましたけれども、今は草を刈って綺麗にしてありました。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 続いて2番です。農地の所在は●●●町●●●番、登記簿現況ともに畑、面積が●●m²です。譲渡人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。駐車場用地として申請が出ています。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和3年12月末日までということになっています。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 先ほどの1番で説明をした所の隣になります。●●●●の右側になるのですが、ここも草が刈ってありまして、バラスが入れてありました。そのような状況でした。●●●さんに聞いた所、駐車場で利用したいということでした。以

上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

10番委員 はい。

会 長 はい、どうぞ。

10番委員 10番、深野です。この図面で言いますと、事務所の土地と申請地との間が空いているようですが、具大的にこのような土地なのでしょうか。

会 長 今回の質問について何か分かりますか。

7番委員 これは●●●さんの土地のようです。

会 長 この空いているスペースが。

7番委員 並びの土地のようです。

会 長 よろしいですか。

10番委員 分かりました。

会 長 はい、どうぞ。

9番委員 自分の勘違いかもしれませんが、所有権移転で、転用理由に賃貸すると書いてありますが、1番も2番も。これでいいのでしょうか。

会 長 事務局、何か分かりますか。

事務局 位置図をご覧のように●●●●会社を興しておられまして、譲受人は●●●さん本人で、会社に貸し付けるということで、賃貸するという表記になっております。

9番委員 そうですか。それはちょっと言葉不足じゃないかな。

会 長 表現・表記の方を、気を付けて頂きたいということですね。よろしいでしょうか。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、3 番です。農地の所在は●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は事務所・倉庫・駐車場です。対価は 10a あたり●●●千円です。工期は許可の日から令和 4 年 6 月 30 日までとなっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 位置図は 3 ページをご覧ください。これは通称●●●町でも●●●と言われている所です。今、9 号線の東側の、旧道の取り付けの所を工事しておりますが、あの交差点を入れて頂きまして●●●m くらい左折すると、左側に●●●●があります。それを更に●●●m くらい行くと、●●●●があります。更にその道をずっと進むと、江津道路の高架下を通過して更に進んだ所にある土地で、この斜線部分の左側は知っておられる方もいると思いますが、家が 5 軒くらい見られますが、そこは●●●●です。それを通過すると斜線の部分があります。●●の通称●●●が昔ありましたが、今は●●●団地の横を通過して行った道路との交差点にあります。田となっておりますが、ずっと前から放置された土地で草がいっぱい生えております。角には飲料水の自動販売機が立っております。別にここに建物が建っても問題は無いかと思っております。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

◀ 都野津町 ▶

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 につい

て」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　続きまして4番です。その前に議事日程1ページの所で、議案第2号の4番で、譲渡人の所、一番最後が1までしか入っていないのですが、文字が切れてしましまして、3分の1になりますので、書き換えて頂ければと思います。それでは4番です。農地の所在は都●●●町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●持ち分3分の1、●●●市●●●町●●丁目●●●番です。●●●●持ち分3分の1、●●●●市●●●町●●番地です。●●●●持ち分3分の1、●●●●市●●●丁目●●番です。譲受人は●●●●さん、●●市●●区●●丁目●●番です。転用目的は貸集合住宅となっております。対価は10aあたり●●●千円です。工期は許可の日から令和4年3月31日までとなっております。以上です。

会　長　それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員　位置図は4ページをご覧ください。左側の太い道路が斜め下に走っていますが、これは県道●●●線で、左側に進むと●●●町交差点があります。交差点から●●●mくらい進んで左折し、東側へ●●●mくらい行った所に斜線の土地があります。これは道路に沿ってありますので、周りとの影響ですが、申請地の隣接し地図上何も書いていない土地がありますが、ここも草が生えて耕作しておられません。それから、この今回出された土地も長年何もされてなく草が生えております。そのような状況で、周りは住宅地でもう一ヶ所の土地については何も耕作されていないという状態です。ここにアパートが建っても周りに与える影響は無いと思われれます。以上です。

会　長　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会　長　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会　長　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

津市●●●町●●●番地です。転用目的は駐車場用地です。対価は10aあたり●●●円です。工期は許可の日から令和4年3月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 位置図は5ページをご覧ください。先ほどの道を直進し、最初の斜線部分に●●●さんというお宅があります。その裏側になります。9号線側は、●●●があります。現況は草が生えておりまして、雑木が生えておりました。以上のような状況です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の6については、可決されました。

非農地証明

《 渡津町 》

会 長 次に日程第4、議案第3号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私ならびに野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第3号、非農地証明の1についてです。農地の所在は●●●町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が宅地、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●市●●●町●●丁目●●番です。非農地の事由については、以前から建物が建っている状態ということで、昭和48年に建て替えをされたそうなのですが、それ以前から建物が建っていたとのことで、顛末書は無いですが、事由として申請書に詳細が書かれておりました。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は6ページをご覧ください。それから非農地証明の写真がありますので、そちらもご覧ください。まず、位置図ですけれど横にして頂くと、上の方が斜め黒くなっているのは●●●で

す。あと手前に、真ん中に国道●●●●261号線。右の方が●●●●バイパスの入り口になりまして、約●●キロ●●方面に向かって●●●沿いを、一方通行になりますけれど、行った所に写真のように家がしっかり建っております。先ほど事務局からも説明がありましたが、どうも以前から家が建っているようでして、先日、野村推進委員と2人で現地確認をして、隣の方にお伺いをしたのですけれど、今現在は誰も住んでおられないとのことでした。また、詳細は野村推進委員の方から詳しく説明を頂きますけど、いずれにしても、島根県における非農地証明の取り扱い基準は何項目かあるのですけれど、その内の一項で農地法施行以前、昭和27年に施行されていますけれど、それ以前に非農地だった土地は、非農地として該当するという所で、それに当てはまるということですので、特にこのことについて問題は無いかと思えます。それでは、野村推進委員より、報告をお願いいたします。

野村推進委員 先週の16日に佐々木会長と同行をいたしまして、現地を確認いたしました。写真で見て頂いたとおりなのですが、広さが●●●㎡以上あるのですけれど、家の奥地の方はもうコンクリートが敷かれておりました。家の周りの方は砂利と、一部、前に住んでおられた方が野菜か何かを作られていた跡がありました。全体をブロックで囲われておられたのですけれど、以前から宅地としてずっと使われていたようです。ここに住んでおられた方は借家として、所有者の●●さんは●●におられますので、借家で●●●さんという方が入っておられたのですが、先ほど会長がおっしゃったように、●●●●●●●●、その前からこの家には住んでおられないようでした。中を少し覗いて見てみましたが、障子が破れていたりして、相当長い間住んでいないような状況でした。先日、再度確認で覗いてみましたら、シルバー人材センターの方が除草して綺麗になっておりました。以上のような地目でございます。よろしくお願いいたします。

会 長 はい、ありがとうございました。ただ今、事務局の説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

です。ここの道路沿いに●●と書いてあるのですが、これは●●の間違いです。申請人の●●さんの家は、この山の荒れ地の裏にありまして、この農地も写真のとおり、家の角が見えますが、ここの山の上で木が生い茂ってしまっていて、農地の面影は無いように見えました。形は分かるのですが、もう耕作不能となっています。ここは●●市の●●町との境となります。以上です。

会 長 それでは、吉岐推進委員から調査結果の報告をいたします。

吉岐推進委員 ほとんど説明はされたので、あまり言うことはありませんが、ここは私の家がある所で同じ組内の地域です。●●と書いてある所から結構な曲り道で上に上がって、いわゆるポツンと一軒家というテレビ番組がありますが、それに匹敵するような場所です。今、説明がありましたように、ここも山林原野になっております。私が2、3年前に農地調査なおいて、左の●●●番の所も3と判断した所です。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第5、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」及び追加してあります、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を一括議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第1号及び第2号でございます。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画でございます。まず、1ページ目に今回の内容の集計表がついてございますので、ご確認下さい。それでは第1号の方の、2ページでございます。農地の所在は●●●町●●●番、登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●

番地です。利用権を受ける者が●●●●さん、江津市●●●●町●●●●番地です。利用目的は畑です。10a当たりの賃借料は●●●●円です。それから第2号の方に入ります。2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●町●●●●番、登記簿現況ともに畑、面積が●●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●●町●●●●番地です。利用権を受ける者が●●●●●●、島根県●●●●市●●●●町●●●●番地です。賃借料は10a当たり●●●●円、農地中間管理事業となっております。2番、●●●●町●●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●●町●●●●番地です。利用権を受ける者が●●●●●●、島根県●●●●市●●●●町●●●●番地です。利用目的は田、期間は10年5ヶ月、10aあたりの賃借料は●●●●円です。農地中間管理事業でございます。3番、●●●●町●●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、江津市●●●●町●●●●番地です。利用権を受ける者が●●●●●●、島根県●●●●市●●●●町●●●●番地です。利用目的は田、期間は10年5ヶ月、10aあたりの賃借料は●●●●円です。農地中間管理事業でございます。次ページです。●●●●町●●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●●㎡です。●●●●町●●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●さん、江津市●●●●町●●●●番地です。利用権を受ける者が●●●●●●、島根県●●●●市●●●●町●●●●番地です。利用目的は田、期間は10年5ヶ月、これは使用貸借です。中間管理事業となります。次に●●●●町●●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●●㎡です。設定する者が●●●●●●さん、江津市●●●●町●●●●番地です。利用権を受ける者が●●●●●●、島根県●●●●市●●●●町●●●●番地です。利用目的は田、期間は10年5ヶ月、賃借料は10aあたり●●●●円、中間管理事業でございます。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

3番委員 　すみません。

会 長 　はい、どうぞ。

3番委員 　説明が分からなかったのですけれども、4番ですが、これは賃貸借になって

いますが金額が書いてないのですが、賃貸借だといくらになるのですか。

事務局 誤記載です。無償です。

3番委員 使用貸借ですか。

事務局 使用貸借です。

3番委員 では賃貸借じゃないのですね。

事務局 はい。

会 長 他にございませんか。

3番委員 よろしいですか。

会 長 はい、どうぞ。

3番委員 それぞれ賃借料がバラバラですが、これはどういうことなのでしょう。それぞれで決めたのですか。

事務局 賃借料につきましては、定められたものというのはありませんので、当事者同士の話し合いによる金額になっています。ですので、個別に金額が違ってくるということが出てきます。

会 長 よろしいですか。

3番委員 はい。

会 長 他にございませんか。はい、どうぞ。

2番委員 今と関連した質問なのですが、この金額で間違いはないのですね。

事務局 はい。

2番委員 1円単位まで。あまり今まで出てこなかったと思うので。

事務局 この農地で、いくらで借りるかという格好で。

2番委員 何か計算方式があるのでしょうか。

事務局 10a 当たりに換算になった時に、例えば 700 m²をいくらで借りますかと言ったら、そのいくらの部分を 1,000 m²だったらいくらなのかというように換算した数字になっています。

会 長 私からよろしいですか。2番の川平町南川上については、私も関わっているので、説明をいたします。今回、この面積で出ているのは筆面積出されているのですね。今、私どもが農地中間管理機構と賃貸借で契約しているのは、水張りに修正をしているのです。だから、そのぶん少し変動がどうしても出てきます。先ほど、1円単位と言われましたけれども、現在も1円単位で中間管理機

構と契約の方を進めていますので、ですので、ここでは筆面積で換算されると、ちょっと出てこないかなと。水張りとして契約をさせて頂いていますので、その点ご理解頂けたらと思います。他にございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」及び意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 6、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 はい。お手元に配布してございます、別紙様式 1、別紙様式 2 になります。これは「農業委員会等に関する法律」がございまして、その法律による実施状況の公表ということが、指示されております。まず、別紙様式 2 の方ですが、これは今年の 3 月 31 日時点で、前年 1 年間、令和 2 年度の目標に対して達成の数値ということでの点検評価ということでございます。詳細についてはお読み取り頂きたいと思っておりますけれど、農業委員会の状況、耕作耕地面積とか経営面積とか記載してございます。あとは、遊休農地に関する評価とか、違反転用に関するもの、権限に属された事務に関するもの、農地所有適格化法人からの報告というもののことが記載されていますので、ご一読頂きたいと思っております。次に、様式 1 の方ですが、令和 3 年度の目標と活動計画ということでございます。これも長期的なものではございますけれども、以前からの集積計画、遊休農地に関する措置というような、集積したり、遊休地解消していく計画を以前から出しているものです。しかし、若干集積に関してもやや進んでいない状況ではございますが、今後目標で入れられればということで計

画を出しております。そして、令和2年度の目標その達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標その達成に向けた活動計画については、市役所のホームページの農業委員会の所に掲載しておりますので、それによって公表ということにしております。以上です。

会 長 　ただ今、事務局から説明等がありましたが、何かこのことについてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

11番委員 　はい。

会 長 　はい、どうぞ。

11番委員 　これは、令和3年と比べてみて、どうも代わり映えは無いですね。

事務局 　はい。あまり変化はございません。

11番委員 　わかりました。

会 長 　他にございませんか。よろしいでしょうか。

階本推進委員 　よろしいでしょうか。

会 長 　はい、どうぞ。

階本推進委員 　本件では無いのですけれども、事務局に確認をしたいです。非農地証明が今日も出ていますね。この非農地証明というのは、依頼された所へ証明を出されるのですか。

事務局 　はい。

階本推進委員 　そうして、事務局は非農地証明が出たものについては、今回また8月くらいに調査がありますが、そういうものからどんどん削除しているのか。非農地証明というのと、調査の調査票というのはどういう位置関係にあるのですか。例えば今日、田が非農地で出ていますね。そうするとそれは7月末の所で削除されるのですか。非農地証明が出たから、これは耕作地ではないと。どうなるのでしょうか。

事務局 　非農地証明を出すということは、皆様方に審議して頂いて、農地ではないとということの証明を出せるということですので、それを受けた地権者さんは、登記所に農地では無いという証明を持って、他の地目に変更が出来る。登記上はまだ農地のままです。

階本推進委員 　そうすると、今までずっと出ている非農地証明というのは、第三者に対して非農地証明ですよと個人的には言えるけれども、調査表にはまだ田畑とし

で残っているのですね。登記をされないと、いくら非農地がたくさん出ても、田畑で残っていくのですね。

事務局　　そういうことですね。ただ、法務局と調査によって非農地の判定をしましたというものを擦り合わせて、登記上の者と農地台帳ものを2段階にして、さらに、非農地証明等したから農地台帳から外したものというリストを持っておれば、外すことは可能だと思われます。

階本推進委員　　そうすると、おそらくさっきの波積の方では、そういうのがさっき出ましたけれど、おそらくそういう同じような場所で、波積でいっぱいあると思うのですよ。3番という判断で。だけれども、あくまで非農地証明が出ても法務局へ行って変更届をしない限りは、どんなに非農地証明を出しても何ら意味が無く、数字としては常に田畑として残るのですね。

事務局　　登記上はそうです。

階本推進委員　　その登記上はそうだけれども、それを持って江津市民には公表されているわけですね。江津市の田畑はこうですよということは、非農地証明が出ようが出まいが、それは全件除外されて、登記簿で見た所の耕作面積というのがそのまま出るわけですか。

事務局　　結局、登記簿で農地以外のものと、農地でありながら道路とか池とかというものが、あるかと思います。この非農地証明したもの以外に。そういうものは、調査する時には外すというようなことで、状況を報告する時も農地その他というようなことになってくると。農地調査というのは、基本は登記上のものを基本にしますけれど、荒廃地その他を調べることで、運用上、道路・湖沼その他は外してあります。

階本推進委員　　ここは非農地証明をするということで、今年に入ってから何件も出ている訳です。随分、出たわけですよ。だから非農地証明が出たものについては、もうここは非農地証明が出ている訳だから、もう調査票から削除してもらうようなことをされないと。登記上で登記をしたものだけがとなると、法務局に行かないと何の意味も無い感じがします。

事務局　　調査票に関しては、非農地の所は、非農地証明した部分は非農地といった記述を備考欄に入れていたこともしますが。

階本推進委員　　時々ありますね。だから、要するに今年に入ってから、ここは非農地で、

ここで証明が出たといったもので、全部やっている訳でも無いのですね。

事務局 登記が出てこないと難しい所もございます。

階本推進委員 分かりました。

会 長 他にございませんか。

湯淺推進委員 すみません。

会 長 はい、どうぞ。

湯淺推進委員 今の非農地の関係ですけれども、以前は長谷地区で非農地が多いということで、農業委員会事務局の方で考えてもらって、全体を見直して出してもらったのです。そうしたら次の調査の時からは、農家台帳から全部落ちているのです。それは本人からの申し込みで非農地にした訳ではないですから。もう全然耕作出来ないような所ばかりを出してもらって、地区の方も見てもらって、もう非農地になりますよということで、この委員会で了解をしてもらって、そうしたら次の時から農家台帳から落ちていたので、調査の対象外になった訳です。たぶん、この中の面積にもおそらく入っていないと思うのですが。

事務局 登記部分での農地台帳と調査表の部分での、そのものの2段構えでやっている部分です。

階本推進委員 今日なんかでも、非常にたくさんのもので、位置を見た時にかなり山の中で、そういうものを現地確認までに工夫されたら、調べられる必要が全く無い訳です。そういうふうにはいかないのですか。

会 長 6日の日に研修会があるので、その時までにはそこを整理してもらえますか。

事務局 6日に説明会をするのですけれども、その時には調査表等をお渡しすることになるのですが、枠組みが以前の農林サイドであった部分を、まるっきり農業委員会の利用状況調査と重ねるという状況になっています。また、色々こと細かな部分、調査内容が前より追加されております。ですので、皆さんに手間を取らせるかと思えます。色々細かいこととお話することになるかと思えますが、お願いしたいと思えます。その部分の捉え方も含めて、また6日にお話しさせて頂ければと思えます。

会 長 はい、お願いいたします。

事務局 それと、その他の所でお話しようと思っておりましたが、ちょうど良いので話をさせて頂きます。荒廃地調査の関係で、例年、補助員さんの必要な方は個

別に申し出て頂いていましたが、今年度も補助員さんが必要な場合には、申し出て頂いて補助員選任という手続きをしたいと思います。それから、その調査の際に暑いですから、帽子等を被って頂いて、熱中症対策をお願いします。

会 長 その帽子は皆さん全員あるのかな。

事務局 全員、配っているはずだと思いますが。

会 長 新しい人は無いのでは。

事務局 一応、配ったという話でしたが。

会 長 それは昔でしょう。

2 番委員 だいぶ昔です。

事務局 熱中症に気を付けて頂いて、調査を行ってください。

会 長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 他に無いようでございます。その他の事務連絡については、総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 4 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は 8 月 20 日の金曜日、パレットごうつで行いますのでお間違えの無いようよろしくお願いいたします。

[閉会 午前 10 時 40 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員